

高砂市オープンデータの推進に関する基本方針

高砂市オープンデータの推進に関する基本方針（以下「方針」という。）は、国が策定した「オープンデータ基本指針¹」の内容を踏まえ、高砂市（以下「本市」という。）におけるオープンデータの推進に向けた基本的な考え方や取組の方向性について示すものである。

1 オープンデータを推進する意義

- (1) 市民参加・官民協働の推進
- (2) 地域課題の解決、地域経済の活性化
- (3) 行政における業務の高度化・効率化
- (4) 行政の透明性・信頼性の向上

2 オープンデータの定義

オープンデータとは、誰もがインターネット等を通じて容易に利用²できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ³をいう。

- (1) 営利目的、非営利目的を問わず二次利用が可能なルールが適用されたもの
- (2) 機械判読⁴に適したもの
- (3) 無償で利用できるもの

3 オープンデータ公開のための基本原則

- (1) 本市が保有する情報は、法令、条例等による制約がある情報を除き、積極的にオープンデータとして公開する。
- (2) 公開したデータの二次利用に関するルールを定め、営利目的又は非営利目的を問わず活用を促進する。
- (3) 機械判読が可能かつ二次利用が容易な形式で、ウェブサイトで容易に検索・利用できる形でデータを公開する。
- (4) 公開したデータは適時適切な更新を行う。
- (5) 費用対効果について十分に考慮し、効率的に取組を進める。
- (6) 公開したデータまたは二次利用により作成された情報により、利用者または第三者が損害を被った場合、本市はその責を負わない旨を明示する。

¹ 平成 29 年 5 月 30 日、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定。国、地方公共団体、事業者が公共データの公開及び活用に取り組むうえでの基本方針を規定している。

² 情報や資料等を加工、編集、再配布等を行うことをいう。

³ 電子化された情報をいう。

⁴ コンピュータープログラムが自動的にデータを読取、加工、編集等できることをいう。

4 オープンデータ推進に関する取組方針

- (1) オープンデータ推進の基盤として、本市ウェブサイト上にオープンデータ専用ページを整備する。
- (2) 本市が保有するデータについては、取組可能なものから速やかに公開に向けて着手し、実績を蓄積する。
- (3) 利用者のニーズを把握するとともに、利用ニーズの高いデータについては重点的にオープンデータ化を進める。
- (4) 本市以外から提供を受けたデータを公開する場合は、二次利用が認められるよう関係者との間で合意形成に努める。
- (5) 委託業務の成果物については、二次利用が認められるよう関係者との間で合意形成に努め、機械判読可能なファイル形式のデータの提出を併せて求める仕様とするように努める。
- (6) オープンデータ化すべきデータを保持するシステムについては、オープンデータを意識した機能を備えた仕様とするように努める。
- (7) 効率的にオープンデータを作成するために、通常業務フローにおけるデータ作成過程において、機械判読可能なファイル形式のデータの作成に努める。
- (8) オープンデータの意義、効果、取組方針、先進事例等について、職員への周知・啓発を行う。

5 利活用推進のための取組の方向性

- (1) 政策決定、課題解決、業務改善等を進める中で、本市が保有するデータを積極的に活用し、取組から得られた知見をもとに、更に有用となるデータの整備を進める。
- (2) 利用者のニーズを踏まえた取組を推進するとともに、本市以外が行うオープンデータの利活用の取組についても、その趣旨及び内容を検討したうえで連携・協働により推進する。

6 方針の改定

方針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展等を踏まえ、随時改訂を行う。

附 則

この方針は、平成 29 年 10 月 13 日から施行する。